

自動車税の申告手順の変更について（お知らせ）

令和3年3月1日（月）から

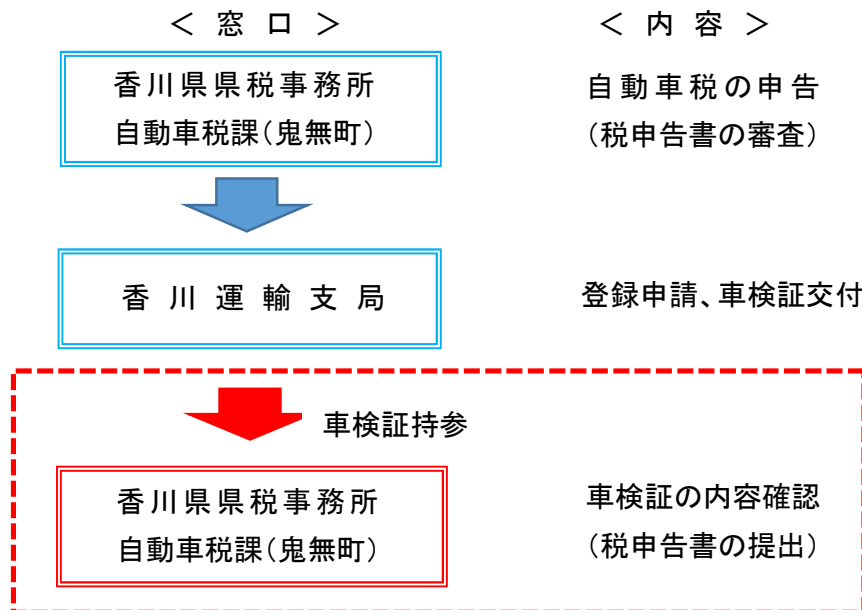
自動車を新規に登録した場合（新規登録）、または名義変更や住所変更をした場合（移転登録、変更登録等）は、登録の際に、自動車税（環境性能割・種別割）申告書を四国運輸局香川運輸支局に隣接する県税事務所自動車税課（鬼無町）に提出する必要があります。

県税事務所では、申告後、運輸支局で登録後に交付された自動車検査証（車検証）と申告内容に相違がないかを確認しています。

令和3年3月1日（月）から、**車検証の交付後の確認場所が、運輸支局から隣接する県税事務所自動車税課（鬼無町）に変更**になります。

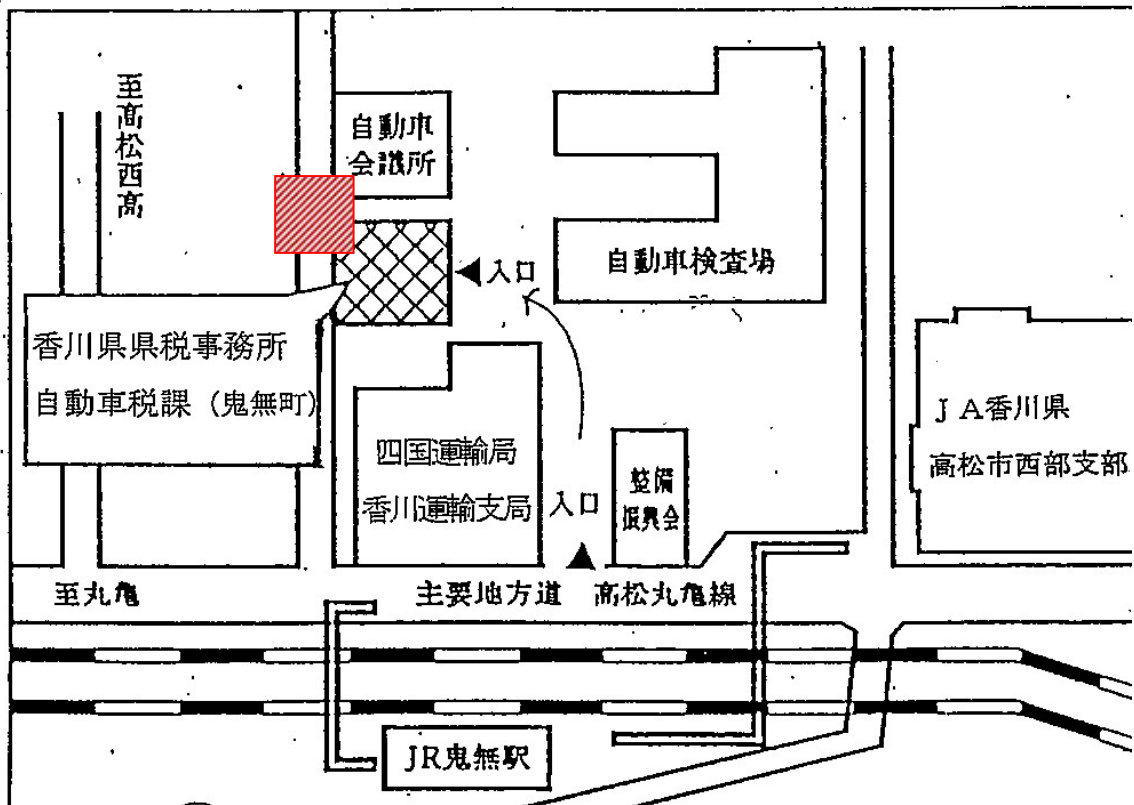
運輸支局で車検証を受け取られた後に、自動車税申告書と車検証を持って、県税事務所自動車税課（鬼無町）へ再度来所いただき、申告手続きを完了する必要があります。

- 1 変更日
令和3年3月1日（月）から
- 2 申告場所
高松市鬼無町佐藤20-10 香川県県税事務所 自動車税課
※ 裏面地図のとおり。
- 3 広報の対象者
自動車販売業者、行政書士、個人で自動車の登録手続きをする方
- 4 申告の流れ



変更箇所

(地図) 県税事務所 自動車税課 (鬼無町) 付近図



【お問合せ先】 香川県県税事務所自動車税課 (鬼無町)
〒761-8023 高松市鬼無町佐藤20-10
電話番号 087-881-3858